

ショートステイみさご
指定(介護予防)短期入所生活介護重要事項説明書
＜令和 6年 8月 1日 現在＞

1. 契約の目的

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定(介護予防)短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、その指定(介護予防)短期入所生活介護に対する料金を支払います。

2.(介護予防)短期入所生活介護計画

利用期間が3日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「(介護予防)短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「(介護予防)短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

3.(1) 事業者

名称	社会福祉法人 翼友会
所在地	秋田県秋田市飯島新町二丁目9番5号
代表取締役	理事長 間山 昭

(2) 事業所

施設名称	ショートステイみさご
所在地	秋田県秋田市飯島美砂町5番71号
サービス提供地域	秋田市全域
介護保険指定番号	指定(介護予防)短期入所生活介護 (秋田県 0570124586 号)
施設長	伊藤 幸記聡
管理者	木元 哲明

(3) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	主任介護支援専門員	1名		施設の管理・運営	1名
管理者		1名		業務の一元管理	1名
医師		0名	1名	健康管理、指導	1名
生活相談員	社会福祉主事	2名	0名	利用者の生活相談	2名
栄養士	栄養士	0名	1名	必要な栄養管理	1名
機能訓練指導員	看護師/准看護師	2名	0名	機能訓練の提供	2名
事務職員		0名	3名		3名
介護・看護職員	看護婦(士)	2名	2名	看護の提供	4名
	准看護婦(士)	0名	0名	看護の提供	0名
	介護福祉士	4名	4名	介護の提供	8名
	介護職員実務者研修修了者	0名	3名	介護の提供	3名
	介護職員初任者研修等修了者等	0名	3名	介護の提供	3名
	その他	0名	3名	介護の提供	3名

(4) 同施設の設備の概要

定員		30名	静養室	1室 1床
居室	4人部屋	1室 (1室43.17㎡)	医務室	1室
	3人部屋	1室 (1室36.43㎡)	食堂	1室
	個室	23室 (1室10.69㎡～)	機能訓練室	1室
浴室		一般浴槽 2か所 機械浴槽 1か所		

4. サービス内容

① 食事

栄養や健康に配慮した食事を提供いたします。

朝食 7:30～8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 17:30～18:30

原則、1階の食堂にてお取りいただきます。

② 入浴

個室入浴で必要に応じ介助、見守りを行います。

原則として、週に最低2回入浴していただきます。

ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

③ 介護

介護職員を常時1名以上配置。夜間は2名配置いたします。

ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供いたします。

- ・着替え介助
- ・排泄介助
- ・おむつ交換
- ・施設内の移動の付添い
- ・体位変換
- ・シーツ交換 等

④ 機能訓練

心身の状況に応じた内容・頻度で機能訓練を実施します。

1階の訓練室または居室等において機能回復訓練を行います。

⑤ 生活相談

生活相談員による介護相談を随時お受けします。

⑥ 健康管理

看護師により適切な健康管理を行ないます。

指定(介護予防)短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。

また、毎月第2・4火曜日の午後2:00から4:00まで診療室にて診療を受けることができます。

※ただし、担当医の都合により変更する場合があります。

24時間連絡が取れる体制を確保します。

⑦ 特別食の提供

心身の状況によりミキサー食等の特別食を提供します。

⑧ 理美容サービス

外部委託。実費を頂戴いたします。

⑨ レクリエーション

心身の状況により適切な内容・頻度で提供いたします。

詳しくは月間予定表をご覧ください。

⑩ その他

ご要望がある場合は、ご相談ください。

5. 利用料金

(1) 利用料

① 基本料金

別紙 ショートステイみさご 利用料金一覧をご参照ください。

② 食費

朝食407円、昼食544円、夕食534円、おやつ代60円とし、1食ごとの請求となります。

③ 片道 1,840円 ただし、介護保険適用時の自己負担分は184円です。

※秋田市以外の提供地域外に関わる送迎は1kmあたり15円を頂戴いたします。

④ その他の料金

特別食、行事参加費、理美容費等は実費相当額を頂戴いたします。

施設管理費として460円/1日を頂戴いたします。

トイレ付居室は差額100円/1日を頂戴いたします。

(3) キャンセル料

入所前にお客様のご都合で指定(介護予防)短期入所生活介護を中止する場合、下記のキャンセル料を頂戴する場合があります。

① 入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の50%

(4) 利用中の中止

利用途中に指定(介護予防)短期入所生活介護を中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でも指定(介護予防)短期入所生活介護を中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(5) 支払方法

事業者は、当該利用月の月末を締日とし、翌月10日までに料金の合計額の請求書に明細を付して利用終了日に利用者に交付します。

利用者は、請求を受けた月の20日までに予め指定した金融機関口座からの自動振替または現金・振込等により支払います。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。
その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日秋田市の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

6. 指定(介護予防)短期入所生活介護の利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 指定(介護予防)短期入所生活介護利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に指定(介護予防)短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付で指定(介護予防)短期入所生活介護を受けているお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③ その他

- ・お客様が、指定(介護予防)短期入所生活介護利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、指定(介護予防)短期入所生活介護利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設ではご自宅での生活リズムを入所後も継続できるよう、個別ケアやレクリエーションを提供し、心身の機能低下を予防する事に努めます。

定期的に内部研修、外部研修への参加を促し、従業者の資質向上に努めます。

入所中のプログラムを充実し、「寝かせきり」にしない介護に努めます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

・来訪、面会 面会時間 (9:00～17:00)	来訪者は面会時間を順守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 また、衛生管理上の観点から、食料品等の差し入れをされる場合には事前に職員にご相談ください。
・食品の持ち込み	衛生管理、介護事故防止の観点から事前に職員にご相談ください。 また、生ものの持ち込みはご遠慮下さい。
・居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
・生活用品や衣類の持ち込み	生活用品や衣類を持ち込むことも可能ですが、居室スペースに限りがありますので制限される場合があります。 また、衣類や小物等には必ず氏名をご記入ください。
・飲酒、喫煙	施設側で提供する以外は飲酒できません。喫煙は所定の場所で行なってください。
・金銭、貴重品の管理	出来る限り職員に管理を依頼してください。
・所持品の持ち込み	出来る限り職員に管理を依頼してください。
・施設外での受診	施設側で無料送迎いたします。院内の介助は原則対応できかねます。
・宗教活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮下さい。
・ペット	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

当施設では万全の体制で指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には速やかにご利用者の家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

緊急連絡先		
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	続 柄	

9. 非常災害対策

平常時の訓練 ・ 防災設備	ショートステイみさご消防計画に基づき、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して年2回以上実施します。	
	設備名称	個数等
	スプリンクラー	102
	消火器	5
	自動火災報知設備	70
	誘導灯	21
	消防機関に通報する火災報知設備	1

10. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当 電話 018-857-5335

＜苦情受付担当者＞

管理者 木元 哲明

＜苦情解決責任者＞ 電話 018-857-5335

管理者 木元 哲明

施設長 伊藤 幸記聡

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

秋田市介護保険課 電話 018-888-5674

秋田県国民健康保険団体連合会

介護保険課相談苦情受付専用電話 電話 018-883-1550

11. 当社の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 翼友会
代表者役職・氏名 理事長 間山 昭
本部所在地・電話番号 秋田県秋田市飯島飯田一丁目12番40号
018-816-0550

法人の主たる事業

- 1、保育事業
- 2、一時預かり事業
- 3、放課後児童健全育成事業
- 4、介護保険事業
- 5、就労継続支援B型事業所
- 6、指定保育士養成事業

施設・拠点等

保育園	8ヶ所
学童保育サービス施設	1ヵ所
居宅介護支援事業所	1ヵ所
短期入所生活介護事業所	1ヵ所
就労継続支援B型事業所	1ヵ所
指定保育士養成施設	1ヵ所

令和 年 月 日

指定(介護予防)短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業所
 <所在地> 秋田市飯島美砂町5番71号
 <名 称> ショートステイみさご
 説明者 印

私は、本書面により、事業者から指定(介護予防)短期入所生活介護について、重要事項の
説明を受けました。

利用者	住所 氏名	印
署名代行者	住所 氏名	印 続柄()
連帯保証人	住所 氏名	印